

特記仕様書

業 務 名：令和 7 年度 道路除草業務委託（その 1）西地区

業 務 場 所：別紙位置図を参照

履 行 期 間：着手日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1. 目 的

道路除草・低木の剪定等において、計画的かつきめ細かに維持管理を行い、安全安心で快適な道路空間の提供を図る。

2. 業務数量

別紙数量総括表を参照

3. 業務内容

- 1) 本業務は、工程表に基づき、監督員と現場代理人の協議により実施するものとする。
施工場所が道路上(歩道及び歩専道、中央分離帯)であるため、通行人、通行車両等に危険のないように安全面には特に注意し、付近住民の協力を得て苦情のないようにすること。
- 2) 対象路線以外に除草の依頼があった場合は、速やかに現場調査を行い着手前に調査報告書を監督員に提出すること。
- 3) 監督員が必要とする際は、複数班体制がとれるような体制とすること。
- 4) 本業務について、原則、主たる部分の再委託は認めない。しかし、監督員との協議を行った場合はこの限りではない。
 - ア) 「主たる部分」とは次のことを言う。
 - ・維持管理業務…道路除草及び寄植剪定
 - ・業務マネジメント…業務計画書、履行報告、工程管理、モニタリング、打合せ会議等の出席
- 6) 除草後、定期的に現場確認を行い、雑草の繁茂状況を確認・報告すること。
「定期的」について、発注者と協議を行うこと。

4. 主任技術者及び現場代理人

- 1) 現場代理人又は主任技術者は、作業時において常時配置できること。
- 2) 主任技術者は、次のいずれかの資格を有する者を開札日において配置できること。
 - ・ 1 級造園施工管理技士
 - ・ 2 級造園施工管理技士
- 3) 現場代理人は主任技術者を兼ねることができる。
- 4) 現場代理人及び主任技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
恒常的な雇用関係とは、開札日以前に 3 か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

5. 提出書類

受注者は、契約書に基づく書類のほか監督職員へ指定期日までに下記資料を提出しなければならない。

- 1) 業務計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・速やかに提出
- 2) 計画工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後 7 日以内
- 3) 業務日報及び業務週報（3 週工程表）・・・・・・・・・・毎週初め
- 4) 業務月報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月初め

- 5) 出来高数量表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月初め
- 6) 写真管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月初め
路線毎に施工前、施工中、施工後の現場写真を工種毎にアルバムに整理して提出する。
- 7) 電子成果品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・業務完了時
上記 1)～8) のを電子データとして提出する。(CD-R)
また、「電子納品に関する手引き(案)那覇市」の対象としない。
- 8) その他監督員が提出を必要と認めるもの

6. 報告事項

- 1) 周辺から道路に関する陳情や要望があった場合は丁寧に対応し監督員へ速やかに報告すること。また、必要に応じて協議を行い、監督員の指示に従い責任をもって適切に対応すること。

7. 安全管理

- 1) 作業中は作業員や関係車両等の事故防止のため、安全帽、標識、工事看板、安全チョッキ、カラーコーン、安全ベルト等を使用し、事故防止対策を図ること。
なお、作業中は、通行人及び付近住民へ支障のないようにすること。
現場監督員が交通誘導員を必要とする路線については、配置すること。
- 2) 剪定された枝等は、早急にかたづけ、利用者の迷惑にならないようにすること。
また、トラック等による発生材の運搬にあたっては、過積載のないようにし、適正な剪定枝等の処理処分を行うこと。
- 3) 発生材等の運搬時に、積載物の落下等により道路及びその他の箇所を汚損した場合は、ただちに清掃復旧すること。
- 4) 機械除草工(肩掛け式動力草刈り機)の作業を行う場合、交通の支障にならないよう防護ネットを設置、必要であれば交通誘導員を配置し(現場監督員と協議の上)、小石などが飛散しないように十分注意すること。
- 5) チェーンソーや草刈り機を使用する作業においては、作業員は以下の講習を受講したものを従事させなければならない。
 - ・チェーンソー：「チェーンソーによる伐採等の業務に関する特別教育」
 - ・草刈り機：「刈払機取扱い作業安全衛生教育」

8. 作業方法

- 1) 低木剪定
 - ・対象区域内にある植栽枠内の低木類等の剪定作業を行う。
 - ・低木の強剪定による形姿不良や枯損を防止するため、それぞれの樹種の伸長状況に合わせ、主枝は切り落とさないようにするなど、適切な剪定強度を設定し、剪定を行う。
 - ・形姿不良等により不要と思われる低木については、発注者との協議により撤去できるものとする。
- 2) 機械除草
除草は肩掛け式動力草刈機によって行い、低木のある箇所は抜根除草を行う。
刈むらのないよう均一に刈り取り、また刈残しのないよう除草すること。
道路の景観向上を常に意識し、作業に際しゴミ類、空き缶等を除去すること。
- 3) 機械除草(目地)
機械除草(目地)とは、歩車道境界ブロックの継ぎ目より生えている草の除草を行う場合に適応する。これによりがたい場合は監督員と協議すること。
目地除草の作業を行う際は、既設の防草シートや目地シートが破損しないように十分に注意を払い、作業中に破損した場合は現状復旧を行うこと。
目地除草の単価について、通常の機械除草とは別途金額を計上している為、下記
- 4) 各路線の低木及び除草面積の把握 に示す通りに、数量の把握・調査について

は区別化すること。

4) 各路線の低木及び除草面積の把握

各路線の低木及び除草面積について調査確認すること。

(確認事項：低木の種類と m^2 数、機械除草箇所の m^2 数、機械除草(目地)の m 数)

9. 剪定枝葉等の処分

処分に関しては再資源化施設への搬入とし、監督員と協議の上、運搬経路図・「産業廃棄物処分業許可証」等の必要書類の提出をすること。

10. 請負者賠償責任保険等

那覇市業務委託契約約款(街路樹)第13条の規定に関する保険に加入しなければならない。

- ・法定外労災補償(建設共済等)

補償限度額 1名につき2,000万円以上

- ・請負業者賠償責任保険

補償限度額(対人) 1名につき5,000万円以上、1災害につき1億円以上

補償限度額(対物) 1災害につき1,000万円以上、免責金額10万円以下

被保険者は発注者、受注業者、下請業者を含む。

11. 支柱撤去

支柱を撤去した際は、自社で保管し、業務完了後もしくは受注者が必要としたとき道路管理課の指定する場所へ納めること。

12. 部分払い

委託期間中の出来高について、既済部分検査を行い、その都度支払いをすることができる。(那覇市契約規則第42条第3項の規定回数の範囲内)

13. 委託の検査

受注者は、業務が完了したときは以下の書類を作成し、那覇市業務委託契約約款(維持管理)第14条に基づく検査を受けなければならない。また、以下の書類は検査後に電子成果品(CD-R)として提出しなければならない。

1) 委託契約書(写し)

2) 業務月報

- ・実施工程表
- ・出来高数量総括表
- ・出来高数量内訳表
- ・数量計算書
- ・業務写真
- ・処分伝票及び集計表
- ・交通誘導員伝票
- ・業務日誌
- ・電子成果品・・・検査後

3) 各種申請及び許可証

4) 業務打合せ簿

5) 安全訓練等の記録

6) その他監督員が必要と認めた書類

14. 暴力団員等による不当介入の排除対策

- 1) 請負者は、当該業務の履行に当って「那覇市発注工事における暴力団員等による

不当介入の排除手続きに関する合意書（平成 23 年 1 月 12 日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- 2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 3) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 4) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

1 5. 那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策

- 1) 受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を道路管理課へ提出しなければならない。
- 2) 受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1 次及び 2 次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- 3) 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 4) 受注者はその旨、全ての当該業務委託等関連者に周知しなければならない。

1 6. 週休 2 日業務について（完全週休 2 日（土日）Ⅰ型）

本業務は、受注者が完全週休 2 日（土日）の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休 2 日は必須）の試行工業務であり、「那覇市土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領」（以下「週休 2 日試行工事の実施要領」とする）に基づく。

- 1) 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
- 2) 業務着手前に、月単位の 4 週 8 休以上の取得計画を記載した「取得計画表」を作成し、発注者の確認を得たうえで業務計画書に添付するものとする。
毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書」を発注者へ提出する。
- 3) 「週休 2 日補正係数」については、完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）に満たないものは、月単位の週休 2 日の補正係数に変更するものとする。月単位の週休 2 日に満たないものについては、月単位の週休 2 日の補正係数も除した変更を行うものとする。
- 4) なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、「週休 2 日試行工事の実施要領」別紙 1、2 に示す補正係数を各経費に乗じる。

【完全週休 2 日（土日）補正係数】

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる場合

- ① 労務費 1. 0 2、② 共通仮設費率 1. 0 2、③ 現場管理費率 1. 0 3

【月単位の週休２日補正係数】

対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が２８．５％（８日／２８日）以上の場合

① 労務費１．０２、②共通仮設費率１．０１、③現場管理費率１．０２

- 5) 工事現場の公衆の見やすい場所に週休２日の取得状況を掲示するものとする。
週休２日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。

17. その他

- 1) この特記仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、受注者と発注者で協議して、定めるものとする。
- 2) 業務を実施するにあたり、受注者は作業の効率化を図りながら業務を進めること。
- 3) 現場代理人及び主任技術者は現場作業時において腕章を着用すること。
- 4) 道路ボランティアや企業など、道路維持管理に関わる関係者と連携を図り、効率的効果的な業務遂行に努めなければならない。